中山間地域等直接支払制度について

■問い合わせ　農林課 農林振興班
☎０８２０（７９）１００２

【制度の概要】

この制度は、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、協定を締結し、５年以上農業生産活動を続ける農業者に対して、交付金を交付する制度です。

集落において本制度を活用することにより、地域活性化に向けた取組ができます。

【交付金の活用について】

集落協定に基づいて毎年集落に交付される直接支払交付金の使途については、協定参加者の皆さんが話し合って決めていくことが大切です。

この交付金を活用して自分たちが暮らす地域をさらによりよいものとしましょう。

【平成 28 年度実施状況】

平成 28 年度は 29 の集落で取組が行われました。地区ごとの集落協定の実施状況は下表のとおりです。

◆平成 28 年度集落協定実施状況

地域	協定数	参加農家数	協定対象農用地面積（㎡）			交付金（円）	取組内容と活動協定数																													
							集落マスタープラン									農業生産活動																				
							目標・活動計画									農用地							管理方法				多面的機能を増進する活動								
																							水路		農道											
			田	畑	計		機械・農作業の共同化	高付加価値型農業	農業生産条件の強化	担い手への農地集積	担い手への農作業の委託	新規就農者等による農業生産	農産物等の加工・販売	消費・出資の呼び込み	集団的持続可能な体制整備	利用権設定・農作業の委託	耕作放棄地の復旧・林地化	防虫対策等の保全管理	定期的な点検	鳥獣被害防止対策	林地化等	簡易な基盤整備	担い手の確保	農産物の加工・販売	水路清掃	草刈り	簡易補修	草刈り	周辺林地の下草刈り	棚田オーナー制度・体験農園	景観作物の作付	土壌流亡に配慮した営農	体験民宿の実施	魚類・昆虫類の保護	鳥類の餌場を確保	粗放的畜産	堆きゅう肥の施肥等
久賀	1	9	2,212	80,080	82,292	520,367	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
大島	23	238	377,059	402,819	779,878	8,321,031	1	2	1	0	1	1	0	0	19	3	0	4	19	10	0	1	0	0	20	22	17	23	22	0	1	0	0	0	0	0
橘	5	23	0	135,273	135,273	1,218,116	0	4	0	1	1	1	0	0	4	2	0	1	4	3	0	0	0	0	5	3	3	5	5	0	0	0	0	0	0	0
合計	29	270	379,271	618,172	997,443	10,059,514	1	6	1	1	2	2	0	0	24	5	0	5	24	13	0	2	0	0	26	26	21	29	28	0	1	0	0	0	0	0

忘れていませんか？

臨時福祉給付金（経済対策分）の申請

申請期限は７月１０日㈪まで

広報４月号でお知らせいたしました、『臨時福祉給付金（経済対策分）』の申請期限が、７月 10 日㈪までとなっています。

給付の対象となる方（※）には、４月上旬に申請のご案内を送付させていただいております。

申請がまだの方は、福祉課または最寄りの役場総合支所・出張所へ期限までに忘れずに申請してください。

なお、平成２７年中の所得状況により、給付が受けられなくなる場合もありますことをご了承ください。

※臨時福祉給付金（経済対策分）の対象者

平成 28 年１月１日時点で周防大島町に住民登録があり、平成 28 年度分の町民税（住民税）が課税されていない方。

ただし、住民税が課税されている方に扶養等されている方や、生活保護制度の被保護者となっている方などは対象外です。

■問い合わせ　福祉課　民生福祉班　　☎０８２０（７７）５５０５